

(市外施設用)

7 川こ保1第1054号
令和7年11月18日

市外各民間保育所園長 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部 保育第1課長

システム改修に伴う川崎市への保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求事務の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、これまで川崎市の給付費計算ソフトの仕様により、旧単価にて請求いただいておりますが、このたびシステム改修が完了したことに伴い、請求手続きに関して以下のとおり変更が生じましたので、御案内申し上げます。また、関係職員の皆様への周知も併せてお願いいたします。

1 単価等の変更について

システム改修に伴いこれまで旧単価にて請求いただいております給付費ですが、12月分以降については新単価での請求をお願いいたします。

保育必要量の変更や処遇改善等加算率の遡及認定等により、追加請求または精算を行う場合には、未払分の請求と併せて請求可能です。また、これまで旧単価で請求いただいていた令和7年4月から11月分についても精算可能となりますので、令和7年度内に再請求をお願いいたします。

また、単価の変更に加え、各加算について一部変更がございますので以下を御確認の上、御対応をお願いいたします。

(変更点)

- ・単価の改定
- ・1歳児配置改善加算の追加
- ・処遇改善等加算に関する標記(処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ⇒処遇改善等加算区分1～3)
- ・定員超過減算の追加※

※ 定員超過減算についてはシステム改修の都合上、令和8年1月分より請求可能となります。

2 請求様式について

請求にあたっては、以下の5種類（請求者と振込先が同一の場合は4種類）の様式の提出をお願いいたします。また、単価の変更に伴い、請求明細書及び公定価格加算認定申出書については様式の変更を行っておりますので、請求の際は変更後の様式をご利用ください。なお、請求明細書については、川崎市所定の様式でなくても記載事項の内容を満たすものであれば、従来どおり、施設の所在する市区町村に提出している様式によることもできるものとします。本市指定の様式については、以下の市ホームページにて公開しておりますので、適宜、ダウンロードの上御利用ください。

⇒「川崎市への市外保育所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求について」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000068647.html>

NO.	様式名	作成単位	記載事項	備考
1	請求明細書 (任意様式)	請求月数に つき、1枚	・ 公定価格、市加算額の請求明細 (基本分と各加算の単価と人数の積算が 分かるもの)	e-kawasak にてご提 出くださ い。
2	公定価格加算認 定申出書 ・ 入所児童名簿 (指定様式)	1度の請求に つき、1枚	・ 公定価格・市加算額のうち、別途認定 が必要となるものの認定状況 (審査にあたっては、別途挙証資料の提 出を依頼するとともに、所在する市区町 村に加算認定の状況を確認します。) ・ 施設の各月初日児童数 ・ 対象児童のクラス年齢、認定証番号、 氏名、入所期間、保育の必要量	e-kawasak にてご提 出くださ い。
3	振込口座申出書	1度の請求に つき、1枚	・ 請求者の住所 ・ 氏名 ・ 振込先	e-kawasak にてご提 出くださ い。
4	請求書 (指定様式)	1度の請求に つき、1枚	・ 請求者の住所 ・ 氏名 ・ 代表者印 ・ 対象園名 ・ 対象月 ・ 公定価格、市加算の請求額合計 ・ 振込先 ※日付は空欄でご提出ください	通知書受 領後に郵 送にてご 提出くだ さい。
5	委任状 (指定様式) ※請求者と振込 先が異なる場合 のみ提出	1年度に つき、1枚	・ 委任者の住所、氏名、 印鑑 ・ 受任者の住所、氏名、 印鑑 ・ 委任権限の選択	通知書受 領後に郵 送にてご 提出くだ さい。

3 請求方法について

今年度より「オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)」のみでの申請受付とさせていただきます。請求明細書、公定価格申出書、振込口座申出書をオンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) にご提出ください。その後、審査完了の通知が届きましたら、速やかに請求書および委任状 (該当園に限る) を下記の住所までお送りください。

(1) 申請書等提出先URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/b353c9d8-dcc8-4013-8b00-69de5325fefc/start>

(2) 請求書送付先住所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当宛

(封筒の表面に「広域入所に係る給付費請求書在中」と記載してください)

(3) e-KAWASAKI の利用方法について

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-24-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

4 問い合わせ先

本通知の内容及び給付費等請求に関するお問い合わせは、下記川崎市事務処理センターまでお願いいたします。

(川崎市事務処理センター 市外給付費審査担当)

電話番号 0 4 4 - 2 3 3 - 1 1 4 0

(こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当)

電話番号 0 4 4 - 2 0 0 - 1 1 3 8

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 3 3

E メール 45hoiku@city.kawasaki.jp